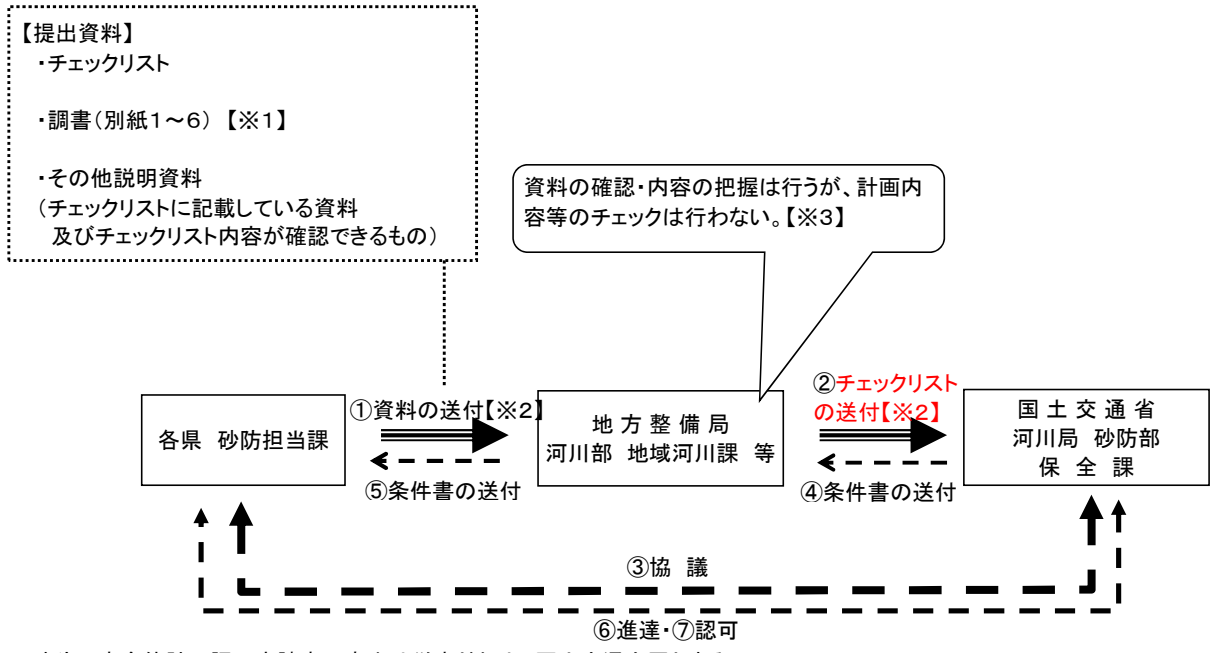


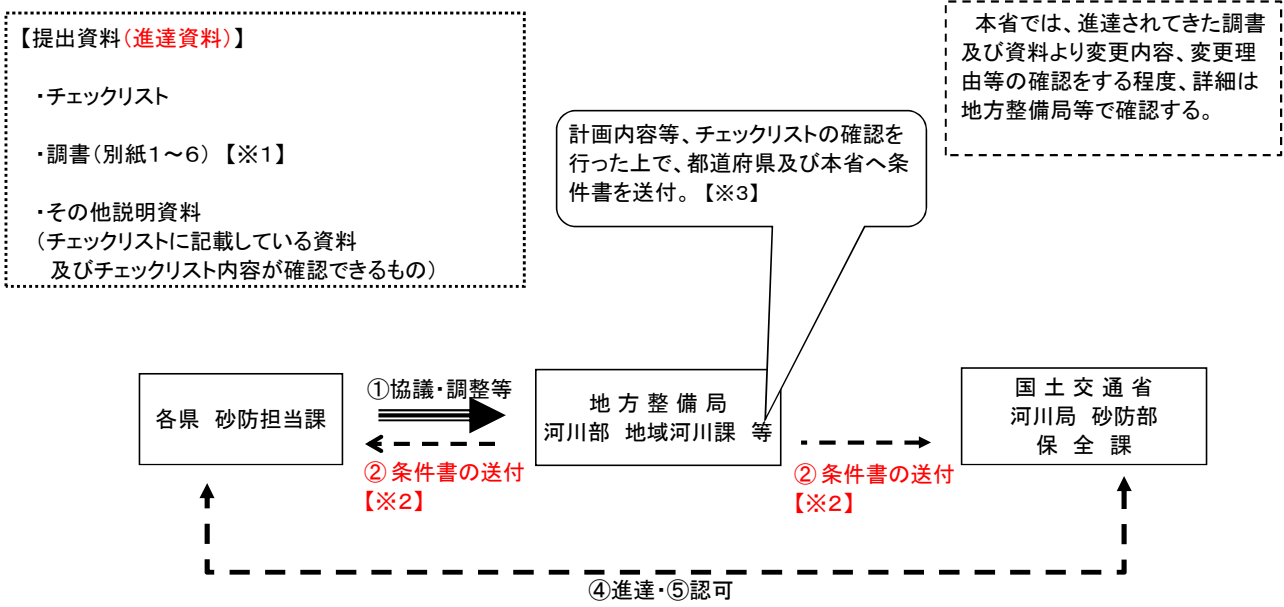
当初計画に関する申請・承認の流れ



- ※1 砂防工事全体計画認可申請書の宛先は従来どおりの国土交通大臣とする。
- ※2 資料については、原則電子データを送付すること。本省へはチェックリストのみの送付とする。
- ※3 変更協議の実施や全計の協議内容を把握する等の意味で、地整を経由することとしている。

※砂防工事全体計画は事業開始前年度までに協議・申請してください。やむを得ず事業開始前年度までに申請できない場合は、事業開始前年度までにチェックリストの赤書部分を確認し本省協議を行い、工事着手前までに再度協議を行い申請してください。

変更計画に関する申請・承認の流れ



- ※1 砂防工事全体計画認可申請書の宛先は従来どおりの国土交通大臣とする。
- ※2 条件書のサインは地方整備局等の担当者が行き各県及び保全課へ送付する。
- ※3 原則、従来行っていた本省協議は実施しないこととする。(変更内容によっては実施する場合有り。)ヒアリングによる協議を実施するかどうかの判断は地方整備局等に委ねる。

※砂防工事全体計画の変更は、変更内容の工事着手前年度までに協議・申請してください。やむを得ず変更内容の工事着手前年度までに申請できない場合は、工事着手前年度までにチェックリストの赤書部分を確認し本省協議を行い、工事着手前までに再度協議を行い申請してください。

事業着手の前年度まで

事業着手年度以降
(整備計画や事業実施計画に位置付け)

時間の経過

事前協議に必要な地質調査等の実施
※地すべりブロックの特定、対策工の概略設計

詳細設計を実施するための
追加調査の実施

事前協議
※事業の必要性、費用対効果、
交付金採択基準の確認 など

箇所決定
(都道府県)

事業スタート

詳細設計

工法協議
※計画や工法・構造の考
え方などについて確認

工事(現地)着手

【凡例】

本省との協議

地整等との協議

各県等の対応

▼従前の新規ヒアに相当
▼遅くとも事業開始の前年度8月頃までに、
各地整等取りまとめのうえ実施

地すべり防止区域
指定の事前協議

地すべり防止区域
の指定

地すべり防止工事基本計画の
作成、提出
※地すべり防止区域の指定後速やかに

※事業を再開する場合や激特・特緊事業などの災害系事業の進め方については、本省保全課に別途相談のこと。

別添フロー【急傾斜★】

全体計画と構造協議の流れ

事業着手の前年度まで

事業着手年度以降
(整備計画や事業実施計画に位置付け)

時間の経過

事前協議に必要な測量等の実施

※がけ高、勾配の確認
対策工法の概略設計、
A4カードの作成

▼従前の新規ヒアに相当
▼遅くとも事業開始の前年度8月頃までに、各地整等取りまとめのうえ実施

事前協議

※事業の必要性、費用対効果、
交付金採択基準の確認 など

箇所決定
(都道府県)

事業スタート

測量、地質調査、詳細設計
※対策工の詳細設計、用地測量など

工法協議

※計画や構造の考え方などについて確認
※危険区域の指定について確認

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (都道府県)

工事(現地)着手

【凡例】

本省との協議

地整等との協議

各県等の対応

★雪崩対策事業について、区域指定以外は急傾斜に従う。

※事業を再開する場合や激特・特緊事業などの災害系事業の進め方については、本省保全課に別途相談のこと。

急傾斜地崩壊対策事業 事業計画説明資料 (NO. 1)

作成日				最終更新日				〇〇県 **-**-**-**					
ふりがな 箇所名	ふりがな 市町村名	ふりがな 大字(字)	新規・継続 再開の区分	着手年度 完了年度	危険箇所の 有無と番号	土砂法指定の有無 (または見込み)	地域防災計画 への記載の有無	警戒避難体制 措置の有無	危険区域指定 指定年月日	面積(ha)	全体計画内訳 (m)		
											全体延長	公共関連	一般
										500m	300m	200m	
斜面概要			最近の崩壊履歴		保全対象概要								
がけ高(m)	勾配(度)	自然・人工	発生年月日	被害内容	人家(換算)戸数	公共施設	公共的建物	災害時要援護者関連施設(種別・収容人員)	避難路	避難場所			
32~45m	32~45度	自然斜面			〇〇(〇〇)	一般県道〇〇線200m	〇〇市役所 〇〇公民館	〇〇老人ホーム 〇〇幼稚園	重要・〇人 一般・〇〇人	一般県道 〇〇線	無し		
全体計画					年度別事業費等								
区分		内容			全体事業費	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度		
工事費		重力式擁壁工〇〇m 等											
工事費		法面工〇〇m ² 等											
付帯工事費		取付道路 等											
測量設計費		測量設計・地質調査等											
用地補償費													
事業費													
費用対効果 (B/C)			算定年月	平成 年 月	負担金項目	公・大							
B (百万円)		C (百万円)		B/C	受益者負担率	5%							
事業実施における基本方針					備考								
標準横断図					交付金計画の位置付け			ネーミング事業及び重点事業名					
					策定年月日	H〇〇.〇〇.〇〇	計画期間	H〇〇~H〇〇			なし		
					計画名称	〇〇〇〇〇〇〇〇							
					事業名	〇〇地区急傾斜地崩壊対策事業			全体計画確認・条件欄 (事業採択)				
										採択OK H〇〇.〇.〇 〇〇			
										工法確認・条件欄			
										No〇〇~〇〇 工法OK H〇〇.〇.〇 〇〇			
										No〇〇~〇〇 工法OK H〇〇.〇.〇 〇〇			
										メモ欄			

急傾斜地崩壊対策事業 事業計画説明資料（B4カード、A4ペーパー）の取り扱い（案）

第一 目的

急傾斜地崩壊対策事業については、国庫補助の対象事業であることから「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」における交付決定に関して、これまで急傾斜地崩壊対策事業実施計画説明書（以下、「B4カード」）を用いて事業実施に当たっての各種確認を行ってきたところであるが、社会情勢の変化を受け新しく様式を整理した急傾斜地崩壊対策事業 事業計画説明資料（以下、「A4ペーパー」（仮称））に順次更新することにより、より適正な事業の実施を図るものである。

第二 対象

A4ペーパーの作成の対象となる事業は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき実施する事業で以下の事業を対象とする。

- ・ 急傾斜地崩壊対策事業（社会資本整備総合交付金、地域自主戦略交付金の対象）
- ・ 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業
- ・ 災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業

第三 作成主体

A4ペーパーは事業実施主体であるものが作成することを原則とする。

第四 運用方法

各都道府県で事業の概要に関する項目はデータとして入力する。確認欄（備考（確認）欄、全体計画確認・条件（事業採択）欄、工法確認・条件欄）については、印刷したA4ペーパーと併せて補足資料等を本省、地方整備局等へ持参または郵送し、本省、地方整備局等で記入する。（本省保全課：全体計画確認・条件（事業採択）欄、地方整備局等：工法確認・条件欄、備考欄）

第五 更新方法

記載内容の内、事業の概要に関する項目に変更が生じた場合は、エクセルファイルのシートをコピー・貼り付けし、「赤字修正」する。また、A4ペーパー左上に記載されている数字を変更回数に合わせて修正し、更新日を記入する。併せて、シート名（資料（No.○）、平面図（No.○））についても数字を修正する。

第六 保管方法

本省及び整備局等で確認を受けたA4ペーパーについては各都道府県においてファイル等で適切に保管する。

データについては、各都道府県で厳正に保管する。

第七 確認の実施時期

新規箇所として事業化する際には、原則として事業化される年度までに確認を行う。

また、施設の工法確認は、対象となる施設の工事に着手する前までに行う。

第八 新規事業化における手続き

新規箇所として事業化する際には、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所として適切かどうか判断する必要があるため、事業実施箇所の概要がわかる資料（斜面の高さ、斜面角度、保全対象、など）をあわせて国土交通省砂防部保全課まで持参もしくは郵送し確認を行う。

第九 構造確認時における手続き

急傾斜地崩壊防止工事を実施する際には、急傾斜地崩壊防止施設の構造がわかる資料を各地方整備局等に持参し、法で定める技術的基準に則っているか構造の確認を行う。

第十 事業完了後の保管

事業が完了した後においても書類の種別上、適切な期間で保管する。また、PDFファイルや画像ファイルにするなどのデータ化も検討する。また、データについても適切に保管する。

第十一 A4ペーパーへの移行

現在事業継続中の箇所については、既存のB4カードを継続して使用し、平成24年度以降の新規箇所を対象にA4ペーパーに移行する。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。